

福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県への更なる誘客促進や観光消費の拡大、県内周遊の促進を図るため、県内の旅行会社が造成・催行する福岡県内を巡る貸切バスを利用した旅行商品「よかバス」の経費の一部に対し、予算の範囲内で福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「よかバス」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく許可を受けた貸切バス（一個の契約により道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の2で定める乗車定員11名以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般貸切旅客自動車運送事業）を利用した旅行商品であること。
- (2) 福岡県内のみを目的地（福岡県外を旅行行程に含まない）とし、発地及び着地のいずれもが福岡県内を営業区域とする貸切バスを利用した「募集型企画旅行商品」であること。
- (3) 福岡県が運営する県内周遊バスツアー閲覧・検索専用サイト「よかバス」に商品情報を掲載すること。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、「よかバス」を催行する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた福岡県内の事業者（福岡県内に支店がある事業者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 次の各号を満たす「よかバス」を対象とする。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日催行される「よかバス」であること。
- (2) 以下のいずれかを行程に含む旅行商品であること（車窓見学のみ、休憩のみは行程に含めない）。
 - ①別表に掲げる観光エリア内の、福岡県が別に定める観光施設又は観光素材を2つ以上
 - ②福岡県が別に定める「古代日本の『西の都』」の観光施設又は観光素材を3つ以上

- (3) 募集に際して、パンフレット等案内書面を作成する又はホームページに掲載し、インターネット上で予約受付を行うものであること。
- (4) 参加者が15名以上の旅行であること（要綱第5条第1項第1号括弧書きの知事が指定するもの及び座席数限定の高品質商品はこの限りではない）。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とした旅行でないこと

（補助金額）

第5条 補助金額は以下のとおりとする。

- (1) 日帰りの旅行商品については、貸切バス1台当たり5万円（催行保証を付した旅行商品であり、かつ、可能な限り出発日の直前まで募集を行うもののうち、知事が指定するものについては、10万円）
- (2) 宿泊の旅行商品については、貸切バス1台当たり10万円

（補助金の申請）

第6条 補助金を申請する者は、次に掲げる書類を、最初の出発日までに提出すること。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請内訳書（様式第2号）
- (3) ツアー行程表
- (4) パンフレット等案内書面案、ホームページ掲載案

（補助金の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第4条の規定により交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号により知事の承認を受けること。

（申請の取下げの期日）

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による報告は、実施状況報告書（様式第5号）によるものとし、必要に応じて別途知事が要求するところにより報告しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の規定による報告は、対象旅行の終了後（同一申請中に対象旅行が複数ある場合は日程が最後の対象旅行の終了後）、30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日までのいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第 6 号）及び実績内訳書（様式第 7 号）にて催行実績及び補助の成果について報告しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 旅行の最終行程表

(2) 運行バス会社発行の請求書又は領収書等（自社バスの場合は運転日誌等）

(3) 宿泊旅行の場合は、宿泊施設発行の請求書又は領収書等

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（様式第 8 号）により知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払をするものとする。

(補助金の経理)

第 13 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助の取り消し・変更)

第 14 条 補助金の確定後においても、申請や報告などに虚偽が認められる場合は、知事は、当該補助を取り消すこととし、既に補助金が交付されている場合は、その返還を求めることとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効

とする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 5 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度の補助金から適用する。

別 表

観光エリア	構成市町村
筑前玄海エリア	宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町
八女・筑後・広川エリア	八女市・筑後市・広川町
飯塚・嘉麻・桂川エリア	飯塚市・嘉麻市・桂川町
京築エリア	行橋市・豊前市・苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町
久留米・うきは・朝倉エリア	久留米市・うきは市・朝倉市
日田彦山線 BRT ひこぼしライン沿線エリア	東峰村・添田町